

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画 概要

第1章 県土の利用に関する基本構想

県土利用の基本的条件の変化

ア 人口減少・高齢化等を背景とした
県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

イ 大規模自然災害に対する
脆弱性の解消と危機への対応

ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標
(カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ等の考え方に基づく取組)
実現に向けた対応

県土利用の基本方針：「持続可能で自然と共生した県土利用・管理」

<p>ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市機能等の集約化、低未利用土地の再利用優先 ○所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理 ○荒廃農地の発生防止、利用 ○生活維持・空き地対策と土地の多面的活用、地域間連携による機能確保 ○地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し等 	<p>イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進 ○災害ハザードエリアにおける開発抑制と安全地域への都市機能や居住の誘導 ○水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全 ○事前防災・事前復興の観点からの安全・安心な県土・地域・経済社会の構築 等 	<p>ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生態系の保全・再生及び広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けた、生物多様性戦略及びワンヘルス等の視点を踏まえた分野横断的な連携 ○グリーンインフラ（自然環境を活用した地域づくり）、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）などによる地域の社会課題の解決 ○再生可能エネルギーの導入促進や、バイオマス等の循環利用 ○パツファゾーンとなる里地里山の管理 等
---	---	--

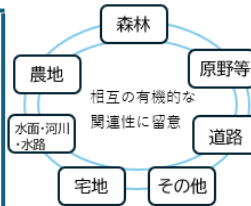
エ 県土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化（都市構造の可視化推進 等）
- 効率的・効果的な県土管理を実現するため、地域・分野を超えたオープンデータの利活用推進 等

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

- 適正な県土利用・管理を推進するに当たり民間企業・NPO等の多様な主体の参加や官民連携による取組の促進
- 多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保 等

利用区別の基本方向



<利用区分> 農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他、沿岸域

- 農地：食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- 森林：カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用、森林を活かした健康づくりや県民交流の場の創出
- 水面等：健全な水循環系の構築や生物の多様な生息、生育環境、自然の水質浄化作用など多様な機能の維持、向上
- 住宅地：低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進 等

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

		令和5年	令和18年	構成比 (%)	
		(ha)	(ha)*1	5年	18年
農地	地	78,370	76,910	15.7	15.4
森林	林	225,090	225,090	45.1	45.1
原野等		410	410	0.1	0.1
水面・河川・水路		21,740	21,740	4.4	4.4
道路		33,500	34,590	6.7	6.9
住宅地		76,940	78,550	15.4	15.8
工業用地		46,750	47,070	9.4	9.5
その他の宅地* 2</td <td></td> <td>6,200</td> <td>6,580</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td>		6,200	6,580	1.2	1.3
その他		23,990	24,900	4.8	5.0
合計		62,720	61,480	12.6	12.3
合計		498,770	498,770	100.0	100.0

*1_計画策定年の概ね10年後、*2_商業施設、事務所など

第3章 必要な措置の概要

- 国土利用計画法や土地利用に関連する法令の運用を通じた適切な土地の利用・管理の調整
- 空き家の有効活用や所有者不明土地等の利活用に向けた調整
- 森林の有する多面的機能の維持、都市における安全性の向上等を通じた災害等への対策
- ワンヘルスの理念を踏まえた自然環境の保全や希少野生生物の生息域等に配慮した土地利用の推進
- 都市機能の集約化や優良農地の確保、DX・農地の集積・集約化の推進、水環境の改善 等

第4章 土地利用の原則及び調整に関する事項

※国土利用計画と統合した土地利用基本計画に関する内容を記載

- 土地利用基本計画図に図示された五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に係る土地利用の原則
- 五地域の区分が重複する地域における土地利用の優先順位、調整指導方針（9つのケースに係る土地利用の誘導に係るルールを記載） 等